

奨学金貸与事業規則

制 定 2007年 4月 9日

最終改正 2026年 4月 1日

公益財団法人嶺南医療振興財団

(目的)

第1条 この規則は、定款第4条第1項に定める奨学金貸与事業の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金の貸与対象)

第2条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当し、将来、嶺南地域の公的な病院または診療所（以下「指定医療機関」という。）に常勤医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸与する旨の契約を締結することができる。なお、常勤医師とは指定医療機関が就業規則等で定めている医師の就業時間すべてを勤務する医師とする。

- 一 国立大学法人福井大学（以下「福井大学」という。）において医学を専攻する1年生、または専攻している2～6年生。
- 二 福井県内の高校を卒業し、大学において医学を専攻する1年生。
- 三 前第一号および第二号の定めにより奨学金の貸与を受けている者（以下「奨学生」という。）のうち、特定診療科を選択することを確約した5～6年生。なお、特定診療科とは救急科と放射線科とする。

2 医療機関に勤務することにより、奨学金の返済が免除されるなど、勤務条件のある同種の奨学金等を受けている者（予定者含む）は貸与の対象としない。

(奨学金の貸与枠、奨学金額、貸与方法および返済債務免除要件)

第3条 奨学金の貸与枠、奨学金額、方法および返済債務免除要件は別表1のとおりとする。

2 奨学金は、前条の規定により締結した契約（以下「契約」という。）で定める貸与開始日が属する月から大学を卒業する日の属する月までの間における正規の修学年限を超えない期間貸与するものとする。

3 前項に定めるもののほか、代表理事が必要と認める場合は、正規の修学期間を超える期間貸与することができる。

(連帯保証人)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、当該貸与に関する債務について、代表理事がやむを得ないと認めた場合を除いて、二人以上の連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、奨学生と連帯して債務を負担するものとする。

- 3 第1項の連帯保証人は独立の生計を営み、奨学金の返還の債務を負担することができる資力を有する成年者とする。
- 4 連帯保証人が次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに他の連帯保証人を立てなければならない。ただし、代表理事がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
 - 一 死亡したとき。
 - 二 第3項に該当しなくなったとき。
 - 三 破産手続き開始の決定を受けたとき。
 - 四 その他連帯保証人として適当でなくなったと認められるとき。

(契約の解除ならびに貸与の停止および保留)

第5条 代表理事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- 三 学業成績の著しい不良により留年したとき。

ただし、病気など本人の責めに帰すべき事由によるものでないと代表理事が判断した場合はこの限りではない。

四 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

五 転学等、その他奨学金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

- 2 奨学金は、奨学生が留年もしくは休学し、または停学の処分を受けたときは、その留年もしくは休学し、または停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分については、貸与しない。この場合において、これらの月の分として既に貸与した奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸与したものとみなす。
- 3 代表理事は、奨学生が正当な理由なく、第9条に定める学業成績表の提出をしなかったときは、奨学金の貸与を一時保留することができる。

(返済)

第6条 奨学金は、奨学金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して6箇月を経過した日の属する月の末日までに、貸与を受けた奨学金のそれぞれの額とそれに所定の率を期間に応じて乗じて得た違約金額の合計額を返済しなければならない。

- 一 契約を解除されたとき。
- 二 返済債務の全部が免除されるまでの間に死亡したとき。ただし、第8条第1項第二号および同条第2項第一号を除く。
- 三 大学を卒業した後、1年6箇月以内（医師国家試験の受験回数は2回まで）に医師免許を取得しなかったとき。

- 四 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の臨床研修修了後、直ちに指定医療機関に常勤医師として勤務しなかったとき。ただし、本規則第7条第1項第三号②、③および第四号に定める返済債務の履行猶予を受けたときを除く。
- 五 指定医療機関に常勤医師として勤務しなくなったとき。ただし、指定医療機関の承認を得て、休職または停職する場合を除く。
- 六 特定診療科を選択することを確約した者が、特定診療科の選択を臨床研修修了までに辞退したとき、または臨床研修修了後、直ちに指定医療機関の特定診療科に、貸与期間から臨床研修年数を差し引いた期間を常勤医師として勤務しなかったときは、特定診療科を選択することを確約したことにより貸与を受けた奨学金の額に違約金を加えて返金する。ただし、本規則第7条第1項第三号②、③および第四号に定める返済債務の履行猶予を受けたときを除く。
- 2 前項における違約金は、年率10%とし、貸与を受けた奨学金それぞれの初回振込日から卒業の日（前項第一号の場合においては、契約解除の日）までの期間について計算するものとする。
- 3 被貸与者は、正当な理由がなく、奨学金を返済すべき日までに返済しなかったときは、第1項に定める合計額に加え、当該返済すべき日の翌日から返済の日までの期間に応じ、貸与を受けた奨学金のそれぞれの額に対し年率15%で計算した延滞利息を支払わなければならない。
- 4 第2項および第3項に定める違約金および延滞利息の額が百円未満であるとき、またはその額に百円未満の端数があるときは、その全額または端数を切り捨てるものとする。

（返済債務の履行猶予）

第7条 奨学金の返済債務は、次の各号のいずれかに該当する場合には、該当する各号に定める期間、その履行を猶予する。

- 一 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の臨床研修を行っている期間。
- 二 指定医療機関に常勤医師として勤務している期間。（指定医療機関の承認を得て、休職、または停職している期間を含む。）
- 三 指定医療機関以外に常勤医師として勤務している期間。
- ①指定医療機関で2年間連続勤務した後、指定医療機関以外（※1）で専門的な研修が必要な場合、1年間を限度として指定医療機関以外で勤務している期間。
- ②大学医学部診療科（医局）に入局し、臨床研修後、直ちに当該医局で研修が必要な場合、6箇月間を限度として勤務している期間。
- ③専門研修プログラム（新専門医制度）により指定医療機関以外で研修が必要な場合、2年間を限度として勤務している期間。
- （※1）原則、国立大学病院または福井県内医療機関
- （※2）①～③の併用は認めない。

四 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院の医学に関する修士課程または博士課程（これらに相当する教育を行う課程を含む。）に在学している期間。

- 2 前項に定める場合を除き、代表理事は、被貸与者の申請に基づき、災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、その事由が継続する期間に限って、奨学金の返済債務の履行を猶予することができる。

（返済債務の免除）

第8条 被貸与者の申請に基づき、代表理事が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、奨学金の返済債務（奨学金に係る利息の返済債務を含む。以下、同じ。）の全部を免除するものとする。

一 指定医療機関に常勤医師として勤務した場合において、その勤務期間（指定医療機関に常勤医師として勤務した期間をいい、指定医療機関に常勤医師として勤務することになった日の属する月から指定医療機関に常勤医師として勤務しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとし、当該期間中に休職または停職の期間があるときは、休職または停職の期間の開始の日の属する月から休職または停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。以下同じ。）が通算して、別表1の「返済債務免除要件」に定める期間に達したとき。

二 指定医療機関に常勤医師として勤務している期間中、業務に起因して死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- 2 被貸与者の申請に基づき、代表理事が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、理事会の議を経て、奨学金のうち当該各号に定める額を免除することができる。

一 指定医療機関に常勤医師として勤務している期間中、業務外の事由に起因する死亡または心身の故障により業務を継続することができなくなったとき。

返済債務の額の全部または一部

二 やむを得ない事由により、指定医療機関において常勤医師として勤務した期間が、別表1の「返済債務免除要件」に定める期間に達しなかったとき。

当該勤務期間を返済債務免除に要する指定医療機関勤務期間で除して得た数値を返済債務の額に乗じて得た額。

（学業成績表の提出）

第9条 奨学生は、毎年度、学業成績表を代表理事に提出しなければならない。

（各種申請・届出）

第10条 奨学生、被貸与者または連帯保証人は、別表2に定める事由が生じた場合、代表理事がやむを得ないと判断したときを除き、当該事由発生から7日以内に、それぞれの事由に対応する別表2に定める書類を代表理事宛てに申請もしくは届出するものとする。なお、代表理事は、必要に応じて、別表2に定める以外の必要書類の提出を奨学生、被貸与者または連帯保証人に求めることができるものとする。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に決める。

別表1

項 目	内 容					
貸 与 枠 (予定)	総人数 60名程度 [2026年度～2033年度]					
奨学金額 (年額)	(単位:円)					
	年次	授業料	修学資金	入学金	教育支援	合 計
	1年	535,800	1,200,000	282,000	100,000	2,117,800
	2年以降	535,800	1,200,000			1,735,800
授業料と入学金は福井大学の金額 奨学生が、5～6年生の4月時点で、特定診療科を選択することを確認した者に限り、 契約で定める貸与開始日が属する月から大学を卒業する日の属する月までの間にお ける正規の修学年限を超えない期間、1箇月10万円の特定診療科教育支援を上表 とは別に貸与する。						
貸与方法	・奨学生名義の普通預金口座へ振込み ・年2回、原則5月、10月払（初回振込分については奨学金貸与契約締結次第） ・福井大学医学部2～6年生から新たに奨学金の貸与を開始した場合は、過年次分を初回振込分に加算する。					
返済債務 免除要件	臨床研修後、貸与期間から臨床研修年数(2年)を差し引いた期間(4年間)を指定医療機関 (※)に常勤医師として勤務すること。 なお、福井大学医学部2～6年生から新たに貸与を開始した場合は、過年次分を貸与期間に 含める。 また、福井県内の臨床研修プログラムにおいて、指定医療機関で連続1年以上臨床研修を 実施し、かつ、臨床研修終了後直ちに、指定医療機関で1年以上連続して勤務した場合 (指定医療機関での臨床研修の前後に、指定医療機関以外で臨床研修を実施した場合も含 む)に限り、指定医療機関での臨床研修期間(月数)の2分の1を指定医療機関で勤務した 期間に含める。 ※指定医療機関で実施していない臨床研修期間については、期間算入の対象としない。					

※指定医療機関

[敦賀市] 市立敦賀病院、国立病院機構敦賀医療センター、東浦診療所、足田診療所、杉箸出張所、
葉原出張所

[美浜町] 東部診療所、丹生診療所 [若狭町] レイクヒルズ美方病院、上中診療所、三方診療所

[小浜市] 公立小浜病院 [おおい町] なごみ診療所、名田庄診療所

[高浜町] 若狭高浜病院、和田診療所、内浦診療所

別表2

申請・届出に必要な書類一覧

以下の事由が生じた場合は、被支援者は速やかに(事由発生から原則7日以内)必要書類を提出してください。

主な事由	必要な書類
契約について	
医学生奨学金貸与契約を締結するとき。	・医学生奨学金貸与契約書〔様式4〕 ・連帯保証人の印鑑登録証明書 ・連帯保証人の所得証明書 ・在学証明書
医学生奨学金貸与契約の締結を辞退するとき。	・医学生奨学金辞退届〔様式5②〕
特定診療科を選択するとき。	・医学生奨学金貸与契約書〔様式4〕 ・連帯保証人の印鑑登録証明書 ・連帯保証人の所得証明書 ・在学証明書 ・特定診療科選択確約書〔様式20〕
特定診療科を辞退するとき。	・特定診療科辞退書〔様式21〕
大学在学中の届出等について	
休学または停学したとき。	・休学(停学)届〔様式6①〕 ・休学の場合:大学の証明書、医師の診断書など ・停学の場合:大学からの通知書など
退学したとき。	・退学届〔様式6②〕 ・大学の証明書
転学したとき。	・転学届〔様式6③〕 ・大学の証明書
復学したとき。	・復学届〔様式6④〕 ・大学の証明書
留年したとき。	・留年届〔様式7〕 ・学業成績表 ・医師の診断書など事由を証明する書類
本人または連帯保証人が住所・氏名を変更したとき。	・氏名(住所)等変更届〔様式9〕 ・氏名変更の場合は戸籍抄本 ・住所変更の場合は住民票(写)
連帯保証人を変更したとき。	・連帯保証人変更届〔様式10〕 ・新連帯保証人の印鑑登録証明書 ・新連帯保証人の所得証明書
本人が死亡したとき。(連帯保証人が届出してください)	・死亡届〔様式11〕 ・死亡診断書または戸籍(除籍)抄本
貸与契約を解除されたとき。	・医学生奨学金返済誓約書〔様式12〕
奨学金を貸与されていたが、契約期間満了前に辞退するとき。	・医学生奨学金辞退届〔様式5①〕 ・医学生奨学金返済誓約書〔様式12〕
学業成績の報告(毎年度末)	・学業成績表
大学卒業時の届出について	
大学を卒業したとき。 (貸与契約期間満了)	・医学生奨学金返済誓約書〔様式12〕 ・大学卒業証明書 ・連帯保証人の所得証明書
大学院の医学に関する修士課程または博士課程に進学したとき。	・医学生奨学金返済債務履行猶予申請書〔様式15①〕 ・在学証明書
医師免許を取得したとき。	・医師免許取得届〔様式13〕 ・医師免許書(写)

別表2

主な事由	必要な書類
勤務期間中の届出について	
本人または連帯保証人が住所・氏名を変更したとき。	・氏名(住所)等変更届〔様式9〕 ・氏名変更の場合は戸籍抄本 ・住所変更の場合は住民票(写)
連帯保証人を変更したとき。	・連帯保証人変更届〔様式10〕 ・新連帯保証人の住民票(写)または印鑑登録証明書 ・新連帯保証人の所得証明
指定医療機関に常勤医師として従事したときや従事しなくなったとき。勤務先を変更したとき。	・業務従事開始届〔様式18①〕、退職届〔様式18②〕、業務従事医療機関変更届〔様式18③〕 ・就業証明書
本人が死亡したとき。(連帯保証人が届出してください)	・死亡届〔様式11〕 ・死亡診断書または戸籍(除籍)抄本
返済債務の履行猶予を受けたいとき	
大学院の医学に関する修士課程または博士課程に在学しているとき。	・医学生奨学金返済債務履行猶予申請書〔様式15①〕 ・在学証明書
臨床研修を行っているとき。	・医学生奨学金返済債務履行猶予申請書〔様式15①〕 ・就業証明書
指定医療機関に常勤医師として勤務しているとき。	・医学生奨学金返済債務履行猶予申請書〔様式15①〕 ・業務従事開始届〔様式18①〕 ・就業証明書
指定医療機関以外(大学病院等)で医師として専門的な研修を行っているとき。	・医学生奨学金返済債務履行猶予申請書〔様式15①〕 ・就業証明書
大学医学部診療科(医局)に入局し、臨床研修後、直ちに当該医局で研修を行っているとき。(6箇月間を限度)	・医学生奨学金返済債務履行猶予申請書〔様式15①〕 ・指定医療機関勤務確約書〔様式15③〕 ・就業証明書
返済債務履行猶予理由が変わるとき。	・返済債務履行猶予辞退申出書〔様式15②〕
災害や疾病その他やむを得ない事由により医師の業務に従事できないとき。	・医学生奨学金返済債務履行猶予申請書〔様式15①〕 ・病気:医師の診断書 ・災害:り災証明書 ・出産:母子手帳(写)
返済債務の免除を受けたいとき	
指定医療機関への勤務期間が免除条件を満たしたとき。	・医学生奨学金返済債務免除申請書〔様式14〕 ・就業証明書
指定医療機関に常勤医師として勤務している期間中に、業務に起因して死亡、または心身の故障のため業務を継続できなくなったとき。(業務上)	・医学生奨学金返済債務免除申請書〔様式14〕 ・医師の診断書 ・就業証明書 ・勤務先または医療機関が発行する証明書などの免除申請理由を証明できる書類
指定医療機関に常勤医師として勤務している期間中に死亡、または心身の故障のため業務を継続できなくなったとき。(業務外)	・医学生奨学金返済債務免除申請書〔様式14〕 ・医師の診断書
指定医療機関への勤務期間が免除条件を満たしていないが、指定医療機関に常勤医師として勤務しなくなったとき。	・医学生奨学金返済債務免除申請書〔様式14〕 ・就業証明書

(注意)

○各申請書・届出書には修正液を使わないようお願いします。もし間違えたときは二重線で訂正し、訂正印(申請印と同じもの)を押印してください。

○就業証明書は必ず業務従事期間(△△年△月△日～△△年△月△日)が明記されたものとします。